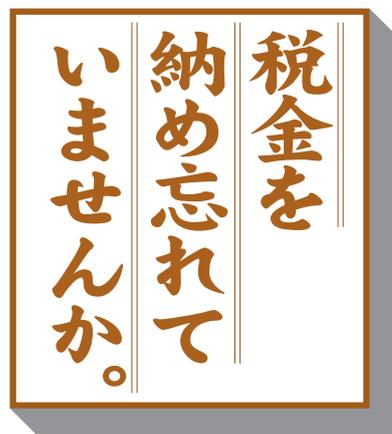


市税の納期内の納付にご協力ください

市税収入は、まちづくりを進める上で重要な収入であり、平成29年度の予算では歳入の約26%を占めています。

この数字が示すとおり、市が実施している福祉や教育などのさまざまな公共サービスなどに、市税は欠かせないものです。

皆さんに安心して暮らしやすい生活を送っていただくためにも、これからも納期内の納付にご協力ください。



納税は安心・便利な口座振替で
～コンビニエンスストアでも納付できます～

納期限ごとに市税を納めに行く手間が省け、うっかり納め忘れる心配がない口座振替や土・日曜日、祝日でも24時間納付することができるコンビニエンスストアでの納付が便利です。

※口座振替を希望する方は、通帳や届出印などをご持参の上、市内の金融機関で手続きを行ってください。

※納付書1枚の金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアで納付することができません。

！ 納期限が過ぎてしまうと…

納期限までに市税が納付されなかった場合は、市は法に基づき督促状を発送します。

そのまま放置しておく、延滞金が加算されるばかりか、財産（預貯金、給与、生命保険、不動産など）を差し押さえる場合があります。

平成28年度 市税差押実績
市税に充てられた金額

市税 3,482万8,967円

延滞金 1,192万3,305円

※病気や失業などのやむを得ない理由で、一時的に市税を納期限までに納めることが困難な方は、税務グループにご相談ください。

平成29年度 市税納期一覧表

市税	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税		1期			2期		3期		4期			
軽自動車税		全期										
市・道民税 (普通徴収)			1期			2期		3期		4期		
国民健康保険税 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※納期限はそれぞれの月の末日です。

※末日が土・日曜日、祝日などにあたる場合は、その翌平日が納期限になります。

※12月は年末年始の関係上、固定資産税・都市計画税は平成30年1月4日(木)まで、国民健康保険税は12月25日(月)までとなっています。

問い合わせ 税務グループ (☎85) 1155)